

1 議 事 日 程（5日目）

[平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成21年9月17日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第57号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）
- 日程第6 議案第70号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第71号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 議案第72号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第10 認定第1号 平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第11 認定第2号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第12 認定第3号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 認定第4号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第14 認定第5号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第15 認定第6号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第16 認定第7号 平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第17 認定第8号 平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松島健二	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第57号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第57号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

市道路線の認定についてご報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第57号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査をいたしました。

今回認定する路線は、開発に帰属を受ける吉ヶ浦11号線、1路線です。

本議案については、今回認定を受ける道路が行きどまりになっているために、車の回転場所が確保されておりますが、そのスペースに将来的に近隣の方が自分の駐車場として使用しないよう方策を考えるべきではないかとの質疑がありました。その可能性は大いにあると考えており、看板を立てるなど行い、回転場所の管理を行っていきたいとの回答がありました。

また、行きどまりの先にある土地を買収するなどして、その先の道路と接続できるような方策が検討できないかとの質疑に対して、市が買収するのではなく、土地の所有者から寄附の申し出があれば、寄附採納の申請に基づいて検討していきたいとの回答がありました。

委員からは、将来、近隣住民の利便性が図れるよう、所有者と理解を深めながら協議を行っていただきたいとの要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第57号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について**

○議長(不老光幸議員) 日程第2、議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において審査付託されました議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」、その審査内容と結果を報告いたします。

この条例案につきましては、7月の定例議員協議会において全議員に対して説明がなされております。

地方自治法第234条の3の一部改正により、従来、長期継続契約ができることとされていた電気、ガス、水道の供給契約や電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加えて、条例で定めることによりまして物品の賃貸借契約、役務の提供を受ける契約についても長期継続契約をすることができるようになったことに伴い、条例を制定するものであります。

これにより議案書24ページ、条例案第2条第1号から第4号までが、新たに長期継続契約ができることとなり、今まで時間的な制約から随意契約としていたものが入札可能となることから、競争性の向上、契約金額の抑制、事務の簡素化などが図られるとのことであります。

執行部からの補足説明に対し、委員からは、契約期間が最大で5年と長いため、物価や経済

情勢が大きく変化した場合どうなるのかとの質疑があり、執行部からは、地方自治法で各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないとされているため、契約書の中に契約の見直しまたは解除をすることができるとの項目を入れるようにすると回答がありました。

また、入札方式は一般競争入札か指名競争入札かとの質疑があり、一般競争入札を行う契約については、工事または工事に伴う設計業務委託を考えており、この条例の対象となる物品の賃貸借や役務の提供については指名競争入札で実施していきたいとの回答がありました。

その他、関連する質疑を終え、討論では賛成の立場から、長期継続契約を締結した場合は、事務報告書等に記載するなど議会への報告についてご検討いただきたいとの要望がなされております。

討論を終え、採決の結果、議案第66号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第66号について、その審査の内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第3、議案第67号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第67号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、国の緊急の少子化対策として健康保険法施行令が改正され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金の上限額が35万円から39万円に4万円の引き上げがなされるもので、本市の国民健康保険条例についても同様に改正を行うものです。

あわせて、同法施行令のただし書きに規定する出産のときは3万円が加算されますので、上限額は42万円になるというものです。

本議案における質疑は、出産の確定というのは届けの日か生まれた時刻かとの質問に対し、病院のほうから来る申請書に書かれている出生日であるとのことでした。

また、暫定期間とあるが、期間が切れた後のあり方についてはという質問に対しましては、国から明確なものが示されていないので、財政的な措置もあるので状況を見ていきたいとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第67号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第68号「太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第68号「太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

本案は、これまで水道料金の額の審議を行うものとなっていましたが、下水道料金について同様の取り扱いをするというもので、同時に文言等の修正を行い、条例の施行については本年10月1日に行いたいとの説明がありました。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第68号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第5、議案第69号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2

号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において分割付託されました議案第69号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、2款1項7目財産管理費、公用車管理関係費1,689万9,000円、これは、古くなった公用車を買いかえる費用等が計上されております。内訳は、普通自動車3台、軽自動車7台、トラック1台とのことであります。

次に、2款2項1目企画総務費、行政改革推進費308万7,000円、これは平成23年4月を目標に転出転入等の住民異動に伴う窓口サービスのワンストップ化を実施することに伴い、その業務になれるため、新たに委託職員を市民課及び国保年金課に配置するための費用であります。

同じく、2款2項6目地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費618万6,000円、これは国道3号線、梅香苑交差点付近にまほろば号バス停を新設するための費用であります。

次に、10款2項小学校費の施設整備関係費1億2,489万8,000円、3項中学校費の施設整備関係費1億1,251万9,000円。これは、太宰府西小学校及び太宰府中学校の耐震補強工事、屋上防水工事、全小・中学校のデジタルテレビ化工事などの費用が計上されております。

なお、これにより、学校の耐震補強工事はすべて終了するとのことであります。

続いて、歳入の主なものとしたしまして、14款2項4目教育費国庫補助金、小学校費補助金5,334万8,000円、中学校費補助金5,629万9,000円、これについては小・中学校の耐震補強工事、デジタルテレビ化工事などの費用として国から交付を受けたものであります。

同じく、14款2項5目総務費国庫補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億8,145万3,000円ですが、これは国の1次補正で太宰府市に交付された交付金の総額を計上しているとのことであります。

次に、15款3項6目教育費委託金、教育総務費委託金50万1,000円ですが、国の外国語活動実践研究事業で太宰府西小学校が、同じく国の小学校理科支援員等配置事業で太宰府小学校、太宰府南小学校、国分小学校がそれぞれ指定を受けており、事業を実施するために県から交付された委託金であります。

次に、債務負担行為の補正について、小学校公務用パソコン保守委託料、期間が平成22年度から平成26年度まで、限度額220万5,000円、これは国の学校通信技術環境整備事業費補助金を活用して小学校に配置するパソコン、1校当たり10台、合計70台分の保守委託料について5年間の債務負担を行うものであります。

審査は、款項目ごとに執行部に補足説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第69号の当委員会所管分について、その審査の内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第69号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、6款1項5目の農地費の農業用排水路等整備費385万円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、安之浦池の農業用排水路等整備工事に伴う設計業務委託料として85万円、同じく安之浦池の農業用排水路等工事費としては250万円、そして高雄地区の水路の改良工事として50万円、計385万円を増額補正するものであるとの説明がありました。

このほか8款1項1目土木総務費の庶務関係費としては2,317万1,000円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、緊急雇用創出事業の臨時特例交付金を活用して、設計や工事事績の電子化作業、交通量の調査を行うための人件費として483万1,000円、白川地内の離合場所や都府楼南一丁目地内の歩道拡幅のための用地費として1,740万円、そして設計や工事事績の電子化作業や交通量調査に関連して備品購入費として94万円、合計2,317万1,000円が増額補正されるものとの説明がありました。

続きまして、歳入の主なものとしたしましては、14款3項1目道路橋梁費補助金として1,740万円が補正されております。

内訳としては、地域再生基盤強化交付金として概算で申請していた国庫補助金の確定に基づいてマイナス330万円。そして、地域連携推進事業費補助金として、歳出の道路新設改良費の道路改良工事費の補助金対象分2,400万円と看板等設置工事費の200万円、合計2,600万円の2分の1の1,300万円。そして、地域活力基盤創造交付金ですが、歳出では協働のまち推進課、文化財課、観光交流課分として計上されていますが、この交付金を取りまとめている関係で建設産業課の歳入として770万円が計上されています。合計で1,740万円補正するものと説明がありました。

このほか15款2項7目緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金1,980万5,000円のうち、建

設産業課分として577万1,000円が計上されております。

また、21款1項1目土木債の地域再生基盤強化事業として6,890万円が補正されておりますが、当初、起債の充当率が45%であったものが90%になったことによって増額補正されているとの説明がありました。

歳入、歳出、地方債補正の審査を終え、さしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第69号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第69号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

主な内容は、歳出につきましては、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、特別会計関係費として国民健康保険事業特別会計の不足分の郵便料に対する繰出金の増額補正。また、住宅手当緊急特別措置事業関係費として経済危機対策に位置づけられます支援として、住宅を喪失した離職者で、就労能力、就労意欲がある方に対する住宅手当給付金575万4,000円の増額補正。

4目障害者自立支援費では、介護・訓練等給付関係費として雇用失業情勢に対処するため、現行の障害者福祉システムに身体、知的、精神それぞれの障害者の紙台帳データを入力するための委託料の増額補正です。これにつきましては、委託業者がハローワーク等利用しながら失業者を雇用するというものです。

9目国民年金費では、国民年金事務費として来年1月から日本年金機構に移行することに伴い、情報確認にパソコンを使用することになるための増額補正です。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て応援特別手当給付事業費の第2次分7,407万円の増額補正です。対象者は、前回と同じく就学前3カ年のお子さんですが、第2子以降という条件がなくなりましたので、対象者が909人から1,950人に増えております分、事業費は増額しています。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費では、昨年来の相談件数、保護開始件数の増加に伴います生活保護の面接相談員を1名補充するための増額補正です。

引き続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費では、まず経済危機対策の一つとして、今年度限りの措置としまして一定年齢の女性の子宮がん検診対象者2,300人及び乳がん検診対象者2,400人のうち、国の基準値である50%の検診率で算出した検診料の自己負担分を免除するための1,144万円の増額補正。また、新型インフルエンザ関係費として、現在新型インフルエンザの対応で業務に支障を来していることから、事務補助員の賃金の増額補正となっています。

3目母子保健費では、乳幼児健診をお願いしていました市内小児科の先生が1名突然休業されたため、急遽かわりの先生をお願いしたことによるスタッフ謝礼の増額補正。

7目環境管理費では、緊急雇用創出事業を活用することによる生活環境データベース化作業及び太宰府市身近な生き物マップ作製事業として577万9,000円を増額補正しています。

次に、2項清掃費、2目塵芥処理費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用により、老朽化した環境美化センターの全般的な改良工事を行うための工事請負費4,188万5,000円の増額補正。

次に、3項上水道費、1目上水道施設費では、山神水道企業団で高度浄水施設整備として活性炭の接触槽の築造工事が行われます。その総事業費が1億1,400万円で、そのうちの4分の1は国庫補助になりますので、残りの4分の3の費用のうち2分の1の費用を構成団体の1日最大給水量割りとして、太宰府市の割合15.1%で算出した645万6,000円が増額補正されています。これは、100%企業債が認められていますので、歳入21款市債で640万円が計上されています。

次に、歳入です。

18款繰入金、2項1目特別会計繰入金の老人保健特別会計精算繰入金につきましては、老人保健特別会計の精算額の確定に伴う8,591万9,000円の増額補正です。

そのほかの歳入に関しましては、歳出に伴います国庫及び県支出金の増額補正となっております。

審査は、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等不明な点について確認いたしました。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第8まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」から日程第8、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第70号から議案第72号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ247万3,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目の庶務関係費につきましては、郵便料の不足分の増額及び国民健康保険加入者が75歳に達した月の高額療養費の自己負担額の特例措置の遡及適用に関する電算改修業務委託料の補正で、合計244万3,000円の増額。

4款前期高齢者納付金等、1項1目の前期高齢者納付金の額確定による追加補正100万2,000円。

5款老人保健拠出金、1項2目老人保健事務費拠出金につきましても、同様に額が確定しましたことから114万3,000円の減額補正。

6款介護納付金、1項1目の介護納付金につきましても、額が確定しましたので減額補正と

して100万円を計上しています。

次に、11款諸支出金、1項2目償還金につきましては、額が確定したことによる返還金です。

また、3目高額療養費特別支給金につきましては、75歳に到達した月の自己負担限度額の特例措置の遡及分としての増額補正111万円を計上しています。

次に、歳入では、2款国庫支出金、2項1目財政調整交付金、特別調整交付金につきましては、高額療養費の自己負担限度額の改正に伴う電算改修委託料と高額療養費特別支給金に対する交付措置のため、237万円の増額補正。

8款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計の繰り出しのところでもご報告しましたが、郵便料の増額補正に伴う一般会計からの繰り入れでございます。

執行部からの補足説明が終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第71号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,000万円の追加補正がなされております。その主な内容は、歳出では4款1項1目償還金につきましては、前年度の医療費の確定に伴い、408万2,000円を国に返還するものです。

次に、同じく2項1目一般会計繰出金につきましては、老人保健精算額の確定に伴い8,591万8,000円を一般会計へ繰り戻すものです。

歳入につきましては、5款繰越金であります。歳出でありました国への精算返還金及び一般会計繰り戻し金の額を合わせたところの9,000万円が増額補正されております。

執行部の補足説明は終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,481万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては、1款総務費、庶務関係費で返還金153万8,000円を増額補正、6款基金積立金では、介護給付費支払準備基金積立金として5,327万7,000円を増額補正が計上されています。

歳入につきましては、3款支払基金交付金、介護給付費交付金として210万7,000円を増額補正、7款繰越金、前年度純繰越金として5,270万8,000円を増額補正で計上されています。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第72号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第70号から議案第72号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第71号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第73号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第73号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正内容は、職員の育児休暇延長に伴い、現在雇用している嘱託職員の任用を来年3月まで延長するための人件費92万7,000円、水道料金の見直しを行うための水道料金等審議会開催により発生する委員会報酬、費用弁償の合計29万円、総額121万7,000円を増額補正するものと説明がありました。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第73号は、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第73号の報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第17まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第10、認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第17、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月11日及び14日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査を行いました。

審査に当たっては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力をいただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼を申し上げます。

平成20年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でありましたが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。なお、各会計

ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いをしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位で報告をします。

まず、認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成20年度の決算額は、歳入総額197億1,863万3,000円、歳出総額189億5,259万5,000円で、歳入歳出の形式収支7億6,603万8,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源6,832万7,000円を差し引いた実質収支についても、6億9,771万1,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、3億9,331万円の赤字となっておりますが、実質単年度収支は3億5,557万9,000円の黒字決算となっております。地方債の残高は、平成20年度末では209億1,669万1,000円であり、前年度より9億7,864万8,000円の減となっております。また、経常収支比率も95.1%で、昨年度から2.7ポイント改善したものの、厳しい状況であります。執行部にあっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第2号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成20年度の決算額は、歳入総額64億8,050万4,000円、歳出総額65億2,885万2,000円で、歳入歳出差し引き4,834万8,000円の赤字決算となっております。歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億4,746万7,000円で、5.9%の増となっております。このように税金が伸び悩む中、医療給付費は年々増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況が続くことと予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成20年度の決算額は、歳入総額6億7,989万円、歳出総額5億8,176万2,000円で、歳入歳出差し引きでは9,812万8,000円の黒字となっております。歳出の大半を占める医療諸費は5億7,099万2,000円で、全体の98.15%を占めています。老人保健制度は、平成20年3月に廃止され、以後は清算のみが行われている状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成20年度の決算額は、歳入総額7億7,303万8,000円、歳出総額7億4,153万1,000円で、歳入歳出の形式収支額は3,150万7,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支も黒字となっております。この制度は、従来の老人保健制度から独立した保険制度で、平成20年度から施行されており、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第4号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成20年度の決算額は、歳入総額34億7,923万8,000円、歳出総額33億8,647万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は9,276万5,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支も黒字となっております。介護保険制度は、年々加速する高齢化社会にあつて、対象者の増加等により介護給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成20年度の決算額は、歳入総額865万6,000円、歳出総額793万3,000円で、差し引き72万2,000円の繰り越しとなっております。収入未済額は9,975万9,000円で、前年度に比較して1.25%増加しております。この収入未済額は、貸付金の未収によるものであり、その回収率は5%で、前年度に比べ0.05ポイント上昇している状況であります。今後もさらに滞納解消に向けての努力をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成20年度の年間総給水量は495万8,660m<sup>3</sup>で、昨年度から0.8%減となっており、有収率は

94.7%、普及率は78.9%となっています。経理面で、収益的収入において総収益は、昨年度から0.1%減の12億3,019万6,000円、総費用は受水費や水原開発調査費状況等特別損失の減少により、昨年度から1.9%減の10億9,793万2,000円となっています。この結果、営業利益率は0.3ポイント低下しましたが、営業外収益の加入負担金収入により、損益収支において1億3,226万4,000円の純利益を生じています。資本的収支の収入総額は、国債の満期に伴い、昨年度から378.2%増の5億550万2,000円、支出総額は繰越事業の発生により、昨年から42.8%減の3億564万2,000円となっています。総合的に適度の降雨に恵まれ、安定供給に努めることができたとの報告がありました。今後とも将来に向かっての経営の効率化と安全で安定した水の供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成20年度の有収水量は596万4,693m<sup>3</sup>で、温泉汚水の供用が開始されたこともあり、0.1%の増となっています。経理面で収益的収入において、総収入は昨年度から8.2%増の17億287万8,000円、総費用は公的資金補償金免除、繰上償還の効果などにより、昨年度から3.3%減の14億9,602万1,000円となっています。この結果、損益収支において2億685万7,000円の純利益を生じています。資本的収支の収入総額は、繰上償還借換債の発行に伴い、昨年度から93.6%増の28億4,657万9,000円、支出総額は繰上償還による企業債償還金が増加したことにより、昨年度から76.2%増の34億4,361万4,000円となっています。なお、資本的収支での不足額は、当年度分消費税、地方消費税、資本的収支調整額、過年度分、当年度分損益勘定留保資金で補てんしているという報告がありました。今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成20年度各会計の決算認定案件についての審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので省略します。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第1号平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定につきまし

て、先日行われました決算特別委員会でも反対を表明しております。本会議場におきましては反対の表明にとどめて討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。  
したがって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対1名 午前10時59分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。  
したがって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。  
したがって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第4号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第4号平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましても、先日決算委員会で反対討論を行っております。本会議では表明にとどめて討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対1名 午前11時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第5号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時02分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第6号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時03分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第7号「平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時03分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時04分〉

○議長(不老光幸議員) ここで暫時休憩をいたします。

直ちにみらい基金創設特別委員会が開催されますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時31分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 未来基金創設特別委員会報告について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、「未来基金創設特別委員会報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

未来基金創設特別委員会委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） まず、未来基金創設特別委員会の審議の経過報告、今後の問題もありますので、経過報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この議案については、議員全員で発議第4号として特別委員会、基金創設委員会の設置を平成19年12月18日提出をし、全会一致で可決をいたしました。

そして、19日に第1回の正副委員長の互選を行い、委員長に私、武藤、副委員長に原田久美子副委員長を選任をいただきました。

平成20年2月12日に第2回の委員会を開き、今後の進め方について皆さんにお諮りした経過があります。

第3回については、平成20年3月18日に歴史と文化の環境税条例の見直し時期がありまして、これに対応する審議、こういう状況の中で、小委員会設置をしたらどうか、関係者に意見を求めることや駐車場事業者との協議、また新たに法律ができましたふるさと納税基金とのかかりについてどのように調整をしていくかという報告をした経過があります。

第4回として、やはり未来基金創設検討委員会、ワーキング部会と言われる部分がありまして、その委員からの報告を受けた経過があります。

第5回平成20年5月14日に関係者の意見を求めることについて委員長として提案をいたしました。内部協議が必要であり、もう少し煮詰めていく必要があるという状況です。

また、第6回、7回にワーキング部会が開かれており、未来基金検討委員会の報告を受けたところでもあります。そして、各委員から未来基金創設についての意見を求めました。その中で、関係者から意見を聞くことについて合意を得た経過がございます。

第7回の特別委員会が平成20年12月3日に、税制審議会がどのような形で歴史と文化の環境税を諮問協議した内容を、また基金条例の対応と含めて発言があり、そういう議事録や審議内容を委員会として知りたいという委員からの意見を得て、第9回の平成21年1月20日に税制審議会の答申、また特別委員会の基金条例の今後の対応について審議をしてきたところでもあります。

その中で、やはり具体的に小委員会を設置をし、具体的に委員会に報告できるような形でということで委員の同意を得ました。この小委員会は、平成21年2月27日に条例化の具体化、ま

たこの議員発議に基づいて行政側に要綱や規則をどういうふうにするのかという形で、小委員会に執行部の担当部課を含めて協議をさせていただきました。

第2回の小委員会は、平成21年4月14日にも前日に引き続き協議を行った部分があります。

第10回の平成21年6月5日に各委員会で小委員会の協議結果を報告をいたしました。その中で、条例案の修正が提起されました。それで、当初の名称を修正することについて、委員から小委員会の部分もありまして、名称変更が、第10回の平成21年6月5日に名称変更の修正を確認したところであります。それに基づく規則要綱、それからこれについて行政側にもし議会で提案をされ、可決された後については、規則要綱について早急に準備に入っていただくようにと提案をし、了承いただきました。条例案の提出時期をいつにするかという形で委員全員で協議した結果、今議会までにどうしても条例案を提出したい、そのために集中的に協議をしていきたいという形で審議を行いました。延べ13回の審議を行ったところであります。この議事録については、特別委員会議事録がありまして、公開できるようになっておりますので、審議の内容については省略をさせていただきたいと思っております。

また、こういう発議を行うに当たりまして、平成21年7月14日に関係者8名、委員全員とこの8名の方々と意見交換を行い、貴重な発言をいただきました。そういう状況の中で審議をしてきた経過があります。そして、最終的には本日休憩を挟みまして提案できる状況に、採決の結果、全員一致で条例案を提出する運びになりました。今後、この条例の発議が成立いたしますと、執行部に大変ご迷惑をおかけしますし、関係者のご協力を切に願うところであります。

また、特別委員会としてこの条例、発議した以上は、私どもの任期中、この特別委員会を継続していくという形で、全員一致で確認をしているところであります。

以上が特別委員会の報告であります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審議しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第4号 太宰府古都・みらい基金条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、発議第4号「太宰府古都・みらい基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） お手元に配付をいたしております発議第4号「太宰府古都・みらい基金条例の制定について」、提出者は私で、賛成者は、議長も賛成をいたしておりますが、議長という立場で賛成者の中には入っておりませんが、こういう状況で、提出者、賛成者全会一致

で行いました。

理由としては、寄附金を財源として、市民と協働して太宰府の特性を生かしたまちづくりを行っていくために発議第4号を行う部分であります。

また、お聞きいただきますと、太宰府古都・みらい基金条例（案）となっております。採決されれば、公示日がここに入る予定であります。

大変この審議については、再三先ほど報告した内容であります。ただ、特徴点としては、第1条、第2条、第3条、4条、5条、6条、7条、ここの部分については皆さんと協議をしたんですが、最終的には第8条と関係する附則の部分について市長よりの執行部の意見を求めまして、この部分について適用期間について、この条例は平成27年3月31日までを効力とする、ただし市長はこの条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするということを、行政の協力と議会全員一致でまとまりましたので、発議第4号を提出します。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑は省略します。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第20、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」及び日程第21、請願第3

号「最低保障年金制度」の創設を求める請願を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号及び第3号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、請願第2号につきましては、6月議会におきまして継続審査となっております案件です。

今回の協議におきましては、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回っているため、物価等の高騰に見合う最低のものとして3%が必要というのは当てはまらない。また、8万円に達するまでの支援が必要とあるが、生活保護での支給があるということを知っているため反対であるとの意見が述べられました。

協議を終わり、討論では、現在、物価が引き下がっているかという点と決して1年前の物価高騰のときと状況は変わっていない。物価高は今現在も進行している状況であるため、この請願は必要であるという賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号につきましては賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号につきましても、6月議会におきまして継続審査となっております案件です。

協議におきましては、年金制度に対し、現役世代からは不信の声、受給者からは不安の声を聞く。今ある社会保障制度や生活保護制度を検証し改善していく必要がある。改善なくして新たな制度を創設し、それを国が負担することは難しいと感じるとの意見や、年金の1階建て部分を最低保障年金、2階建て部分を所得比例部分という形を見せるほうが、国民年金の納付率が低いと言われる層の人たちに対しては将来を見据えたビジョンとなってくるのではないかと。また、今回の総選挙で与・野党交代になっている、請願にある意見書のあて先が異なってくるし、今度野党が与党になったときに年金の見直しがあるという状況にあるため、今回は採択するのはいかがなものかという意見が述べられました。

協議を終わり、討論では、今回政権交代が起き、民主党も最低保障年金制度創設をマニフェストでうたっているが、消費税率を引き上げるということを避けて通れない状況になってくると思われる。しかし、消費税に頼らずに新たに財源を生み出すことは十分可能であると判断しているため、本請願を採択し、意見書を提出願いたいという賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第3号につきましては賛成少数で不採択とすべきものと決定

しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。

請願第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について討論を行います。

討論の通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について、紹介議員として賛成の立場で討論いたします。

委員会審議の中でありました物価が前年よりも引き下がっているという状況ですが、確かに物価指数の算定根拠となっております数字の算定根拠につきましては、飲食料品だけではなく大型家電製品など耐久消費財を含んだものが算定されております。昨年の北京オリンピック以降、大型家電製品の需要減少、また秋に起こったリーマン・ショックにおいてさらに価格の下落が進みました。必然的に引き下がる金額が大きい分、消費者物価指数等にも及ぼす影響が出るのは必至の状況です。しかし、日々の生活必需品、飲食料品に限って見た場合、どうでしょうか。食パン一つとっても、先日政府の小麦引き渡し価格は引き下げられましたが、以前148円で売られていたものが、原材料が下がった今でも198円の状況で売られているなど、物価上昇は続いている状況であると判断しています。したがって、請願を採択していただき、意見書の提出を重ねてお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 6月議会から9月議会、委員会、審議をいただきましてありがとうございます。今、同じ会派の藤井議員が発言をいたしました。この年金も本当に厚生年金や共済年金がありますが、そういう部分的に安定した年金を受けている方と、自営業者の国民年金については40年かけても月額7万円そこそこの状況なんですね。それで、そういう状況の中で、20歳から年金をかけるという状況の中で、今特に年間14万円を超える国民年金保険料をかけられない状況もあります。こういう状況の中で、年金がやはり消費税の中、当初は消費税を年金の補助に充てるということだったんですが、そうなくなって、特に毎年年金の保険料は引き上がっております。その反面、年金も物価にスライドするという制度だったんですが、

この何年間は物価スライドされておりません。特に福祉年金、国民年金の場合、どうしてもですね、6万円近くの年金では生活保護状況に移らざるを得ないという状況が考えられます。そういう中で、少しでも最低年金が8万円に達すれば、生活保護になったときにはその分が控除をされるわけです。自治体の負担も少なくなるわけでありますから、できれば当然品物を買うたびに税金も払っているわけですから、年金制度の充実、また年金の引き上げを求めるこの請願をぜひ議会としても可決いただくことをお願いをして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決をいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成5名、反対13名 午前11時52分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について討論を行います。

討論の通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について、紹介議員として賛成の立場で討論いたします。

まず、委員会審議におきまして不採択の理由とされた、添付されております意見書のあて先が前政権のものになっており今回は不採択とすべきであるということですが、昨年の9月議会では退陣された福田前首相あての意見書を採択しており、今回これを不採択とする理由として率直に疑問を感じております。また、最低保障年金制度の創設で、将来最低限もらえる1階建て部分を明確にすることで、今将来幾らもらえるかわからないという理由で国民年金を納めていない層にも年金不安を解消するメッセージになると考えます。財源の問題で、消費税の問題が言われますが、消費税に頼らないでも財源を捻出することは可能です。日米安保条約にも負担の義務が書かれていない米軍への思いやり予算の廃止など歳出の改革、また行き過ぎた大企業、大資産家の優遇税制を正す歳入の改革も行えば、消費税に頼らないでも財源を確保することは可能です。老後を安心して過ごせるためにも、最低保障年金制度の創設は急務です。請願を可決していただき、意見書の提出を重ねてお願いしまして討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 藤井議員が賛成討論しましたから、重ならない部分での賛成の討論をさせていただきますと思います。

まず、ここにあります年金受給資格が25年というのが法律であるわけですが、よく私も相談を受けますが、たった1カ月資格がなくてこの年金が受けられない。もう一時期のほんのわずかでという状況になる方もたくさんおられます。また、さかのぼることができるのは、気がついて2年という状況がありますが、受給権が発生するときにはですね、なかなかそういうことに気がつかない状況で、やっとなんきん特別便というのが2年前から送られてくるようになったわけですが、やはり年金の受給資格25年というのは大変長いなど。最低限25年。40年かけなければならない。退職するまでという問題がありますが。こういう問題についても、全国市長会は、国に対して年金制度のあり方、また最低年金保障制度を創設することについても市長会で論議もされております。そういう状況の中で、今後与・野党で大きな論議になるわけですので、ぜひ国に麻生さんや舛添さんが新しくかわられてますが、自民党さんであれ民主党さんであれ、この年金問題は大きな市民の生活にかかわる問題ですので、ぜひこの最低年金保障制度の創設を求める請願については、この議会で可決いただくことをお願いをし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成5名、反対13名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 議会運営委員会に審査付託されました請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について、審査内容と結果を報告いたします。

本請願は、本年6月議会において議会運営委員会に付託され、継続審査となっていた案件です。

本請願については、6月に引き続き、当委員会を構成する各会派の代表者及び委員から意見を聞き、それぞれ議場での国旗、市旗掲揚に反対、賛成の立場から意見が出されました。

協議の中で、委員から参考までに市長室に掲揚してある移動式の国旗と市旗を見てはどうかとの意見が出され、実際に見たところであります。

なお、本請願が採択されれば、掲揚の形式や時期については執行部と協議を行うことを確認いたしました。

協議を終え、討論において、まだ慎重に議論をすべきではないかということで継続審査の動議が出され、採決を行いました。賛成少数で否決され、討論を継続いたしました。

その後、請願の採択に反対する討論が1件、請願の採択に賛成する討論が1件行われました。

討論を終え、採決の結果、請願第4号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第4号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について反対の立場で討論いたします。

国旗・国歌法制定に向けた国会審議の際に、当時の野中官房長官は、人それぞれ考えがあるとして、式典等において起立する自由もあれば起立しない自由もある。斉唱する自由もあれば斉唱しない自由もあると答弁しています。何人といえども、思想、良心、内心の自由を侵すことはできないということは明らかになっています。さきの戦争でも、侵略の旗印として使われた日の丸を国旗として考えることに私は違和感があります。戦前の民主主義の原則に背を向けた遺物である日の丸について、政治的立場の異なる議員が対等の立場で論戦する民主主義の象徴である議場に掲揚することはふさわしくないと考えますので、本請願第4号につきましては反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 次、賛成討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 紹介議員として賛成の立場で討論いたします。

まず、議会運営委員会におかれましては慎重な審議を感謝申し上げます。

まず、最初の委員長の報告の中で、掲示、掲揚の方法について執行部云々という話がありました。文面を読んでいただければわかりますように、これはきちんとした形で、大がかりとはいいませんが、掲示、正面に掲揚していただく。何か一部の議論では、小さなミニチュア版を、矮小化したようなものですね、そういったものでというふうなお茶をにごすような話もありますが、決してそういうものではないということをご認識いただきたいと思います。

今、反対討論という中で、表現、思想の自由ですね、またさきの大戦におけるこの日章旗の役割というふうなことをよく言われますけれども、果たしてそうなのかと。日本が現在どういった国家であるかということを考えていただければおわかりになると思います。日本が本当にじゃあ軍事国家なのかと。違うと思います。軍隊を使って他国を侵略しているのはどこなのか。他の民族を侵略しているのはどこなのか。国民を挙げて反日教育をやっている国家はどこなのか。あるいは、核武装を公言して、日本にそのミサイルを向けたり飛ばしたりしている国はどこなのか。そういった国際情勢の中で日本は戦後平和国家をいちずに建設してきたわけがあります。そうして、他国との関係においても、どちらかというと平身低頭、相手の言うことは100聞いてやってきたと思います。そういった中で、我々が一体何なのか、どこへ行くのかということ認識して、こういった民主主義の場であります議場に日章旗、そして市旗を掲揚することは大いに意義があることだと考えます。

以上のような理由で賛成討論とします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） これについてはですね、国会の場でも大変長い期間をかけてしました。国としても態度を決めきらなかった。また、諸外国からもいろんな意見があって論議をされた経過があります。私も議会運営委員会の中でこの審議に参加をさせていただいたんですが、先日、野中広務さんが本を出してございまして、この本の中でこの日の丸の問題、君が代の問題ではっきり言って学校長さん、学校現場で大変な混乱があり、とうとう命まで絶ったような経過がある。こういう状況の中で、国会の中で内心の自由があるけど、やはり決めないと国としても教育現場が混乱するという立場で日の丸・君が代を国会に提出した経過がある。ただし、これは強制すべきものではないという野中さんの本が出されて、対談も出されております。議会の皆さん、選挙で選ばれてくるわけですが、やはり選挙で投票していただく方々みんながですね、本当に日の丸をですね、国旗をこの議場に掲げること賛成しているのかということ、これも少し疑問点もあるんじゃないかと思うんですね。それと同時に、議会というところは、いろんな考え方があって、いろんな論議をしていくその場であります。当然、国旗については庁舎の前に市を代表する入り口にありまして、市民が入ってくる部分がありますが、議場

まで国旗を掲げることが必要なかどうか。そういうものが法律で義務づけられているかという
うと、議場に国旗を掲げるという義務づけはなされておられません。また、全国でも、したところ
もありますし、してないところもありまして、この太宰府市議会がぜひこの国旗をです、
議長の後ろにぴしとした固定をして取りつけるという発言もありましたが、私は議会は民主
主義の場であり、いろんな意見があっても、そこを論議をする場としてこの請願は時期尚早だ
というふうに考えておりまして、私はこの請願はどうしても賛成はできません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛
成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成14名、反対4名 午後0時06分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 意見書第3号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第23、意見書第3号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求
める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 意見書第3号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見
書」について説明をいたします。

提出者は、私、清水章一、賛成者は小柳道枝議員、大田勝義議員、安部陽議員、佐伯修議
員、福廣和美議員でございます。

提案理由は、もうご存じのように新政権が発足をいたしました。その中で、政策の見直し、
税制改革、制度の変更に当たりまして前政権において可決されております予算に基づき地方自

治体が進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないように求めるための意見書でございます。

意見書について説明をさせていただきます。お手元にあります意見書を参考にいただければと思います。

新政権の発足とともに、政策、制度の変更が進められることとなります。

一方、前政権下において我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立をいたしております。総額では14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っておるところでございます。

新政府におかれましては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出させていただきます。

あて先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あてでございます。

皆様方のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後1時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年11月20日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 渡邊美穂

会議録署名議員 後藤邦晴